

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年 6月 6日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 2 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	放射線ドレン移送系活性炭式希ガスホールドアップ装置建屋高電導度廃液系サンプポンプ出口配管において、配管に孔食(2箇所)が認められたため、当該配管を交換。なお、当該配管孔食部より水漏れ(約80cc、非放射性)があったが、水抜きを行い、漏えい停止。	GIII	
2	2号機	補機冷却海水系タービン補機冷却系熱交換器(B)電解鉄イオン供給管排水弁において、弁微開状態での固着が認められたため、当該弁を点検・修理。	GIII	